

議案第37号 説明資料

幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年9月28日 条例第26号)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を遅滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。 2 略 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 略</p>	<p>○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年9月28日 条例第26号)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を遅滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。 2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 略</p>